

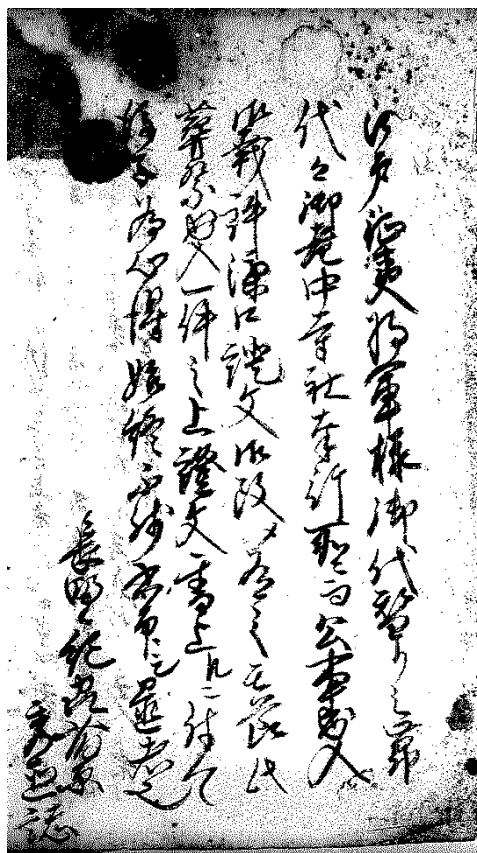
長野家文書目録解題

長野家は、代々上越市中ノ俣に所在する氣比神社の社家であった。この史料群はすべて近世期の社家文書で、大別して次の2群からなる。

一つは、「神葬祭出入始末一件」(118-5-1)をはじめとする神葬祭に関する寺院との争論とそれに対する幕藩の裁許に関する史料群である。特に「神葬祭出入始末一件」は、幕府の寺社統制の諸相を知り得る好史料である。宝永から享保期(1704~36)は、本所(吉田神道)の許状を代官や領主役所に示すだけで、自身葬(神葬祭)と自印形(自身による宗門帳請印)が許されていたが、宝暦期(1751~64)、高田藩榊原家の治政下では、寺院との合意がないとそれが許されなくなり、明和期(1751~64)に幕府中央への訴訟の結果、本所の許状をもつ神主本人とその嗣子だけに自身葬が許され、他の家族には仏教による葬祭が義務付けられることになった経過などが記されている。

もう一つは、「御神階一件留書」(118-8-1)をはじめとする神階位記願いと執奏・勅許に至る経過を記した史料である。

氣比神社はもともと無位で「氣比大明神」といったが、文政5年(1822)10月、高田藩寺社奉行の添え書を得て上京し、吉田本所に正一位の神階直許執奏を願い出る。実際に「正一位氣比神社」の神階が勅許されたのは翌文政6年(1823)3月のことで、この間の約半年、従者一人とともに京都に滞在して神階取得のために奔走した。高田藩用達を訪ね、京都所司代・京都町奉行などへの折衝について助言を得ている。これに伴う旅行費用や音物・礼金などを記す日記体の記録その他の関連史料が伝存している。



「神葬祭出入始末一件」長野紀州藤原秀直(元禄16年)